

# 平成23年度山形県献血推進計画

## 1 目 的

本県における血液製剤の需要量及び原料血漿確保目標量を達成するとともに、血液製剤の安全性を確保するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第4項の規定により、平成23年度の山形県における献血の推進に関する計画を定めるものである。

## 2 献血目標

平成23年度中に県内医療機関への供給が見込まれる輸血用血液製剤と平成23年度の国の計画に基づく血漿分画製剤用の原料血漿の本県の確保目標量8,721リットルを確保するため、平成23年度献血目標を次のとおりとする。

また、移動採血車による市町村ごとの献血目標は、別表のとおりとする。

採血区分	平成23年度献血目標(人)			構成比
	市町村	血液センター	合 計	
成分献血	—	11,000	11,000	24.2%
400mL献血	24,800	3,000	27,800	61.0%
200mL献血	5,610	1,140	6,750	14.8%
合 計	30,410	15,140	45,550	100.0%

## 3 献血目標達成のための事業

県、市町村、県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）及び協力団体は連携を密にし、平成23年度献血目標達成のため、次の事項に重点をおいて献血事業を推進する。

- (1) 献血思想の普及啓発
- (2) 効率的な献血事業の実施
- (3) 400mL献血及び成分献血の推進

## (1) 献血思想の普及啓発

県、市町村及び血液センターは、広く県民に対し、献血に関する理解と協力を求めるため、献血思想を普及啓発するための事業を行う。

### ア 県民に対する普及啓発

- ・ 県、市町村及び血液センターは、様々な機会を捉え、県民に対して献血に関する知識や、献血者登録制度についての情報提供及び啓発活動を行い、献血への理解と協力を求める。
- ・ 県は、市町村及び血液センターと協力し、定点献血会場やイベント会場等の人が多く集まる献血会場等において献血の呼びかけを実施し、献血思想の普及啓発を図る。
- ・ 県は、人が多く集まる映画館において、献血思想の普及啓発のためのCMを放映し、献血者の増加につなげる。

### イ 若年層に対する普及啓発の強化

- ・ 県及び血液センターは、中学生、高校生、大学生等への献血思想の啓発など若年者に対し広く献血への関心を高め、献血への参加を促進するための広報活動を展開する。
- ・ 県は、将来の献血の担い手となる、中学生・高校生を対象として、ポスターコンクールを実施し、献血思想の普及啓発を図る。
- ・ 血液センターは、山形市内の大学において献血に協力をしてくれるサークルに対し、成分献血の依頼及び送迎を行う。

### ウ 献血推進員の配置

- ・ 県は、総合支庁ごとに献血推進員（計5名）を配置し、市町村と連携して県民への献血思想の普及啓発や協力事業所等の拡大に重点を置いた活動を行う。

### エ 献血に関するホームページの充実

- ・ 県及び血液センターは、ホームページにより献血の実施状況のほか、献血に関する必要な情報を発信し、献血への理解と協力を呼びかける。

### オ 各種キャンペーンの展開

- ・ 県、市町村及び血液センターは、全国一斉に行われる愛の血液助け合い運動（7月）、はたちの献血キャンペーン（1月～2月）に合わせ、ポスター等啓発資材を活用し、献血への理解と協力を呼びかける。
- ・ 血液センターは、独自のキャンペーンを展開し、献血への協力を呼びかける。

### カ 献血功労団体等に対する顕彰

- ・ 県は、献血運動の推進に積極的に協力し、その実績が顕著で他の模範となる個人及び団体の労に報いるため、知事感謝状贈呈等の顕彰（7月）を行う。

### キ 第47回献血運動推進全国大会の開催

- ・ 県は、厚生労働省及び日本赤十字社との共催で、献血運動を全国的な国民運動として推進するため、血液センター及び山形市と連携しながら、第47回献血運動推進全国大会（7月）を開催する

## (2) 効率的な献血事業の実施

県、市町村及び血液センターは、随時県民、事業所、関係団体、学校等に献血への協力を要請し、1日（台）あたり50人以上の献血者を確保できるよう効率的な献血事業の実施に努める。

#### ア 献血協力事業所等の確保

- ・ 県、市町村及び血液センターは、相互に連携し、献血協力事業所等の拡大に努め、効率的な献血の基盤強化を図る。
- ・ 県及び血液センターは、献血に協力的な事業所等に対し、その公益活動への顕彰を行い、事業所等が行う献血活動のより一層の推進を図る。

#### イ 採血計画の策定

- ・ 市町村は、県及び血液センターと連携し、事業所、団体、学校等に対し献血へのさらなる理解と協力を求めるとともに、より多くの献血者を確保できるよう綿密に調整を行う。調整に当たっては、近隣住民からも協力いただく集合献血や、複数企業による共同献血等について積極的に検討し、採血の効率化を図る。
- ・ 血液センターは、県及び市町村と調整し、採血計画を策定する。採血計画は、需給状況に応じ弾力的に見直しを行い、献血者の安定確保に努める。

#### ウ 複数回献血の推進

- ・ 県、市町村及び血液センターは、献血者に対し年2回以上の献血への協力を求める。
- ・ 血液センターは、複数回献血クラブについての情報をホームページや各種パンフレットに掲載し、県民に対し広く周知を図り、会員数の拡大に努める。
- ・ 血液センターは、複数回献血者に対し、情報提供等のサービスを行う。

#### エ 定点献血の実施

- ・ 市町村及び血液センターは、多くの献血者を確保できるよう人が多く集まる商業施設での定点献血を実施する。
- ・ 県及び血液センターは、定点献血について県民に広く周知を図るとともに、献血会場付近での街頭キャンペーンを行うなど、献血者の安定確保に努める。

#### オ 献血しやすい環境の整備

- ・ 県、市町村及び血液センターは、種々の媒体を活用して、献血ルーム、定点献血会場及び移動採血車による献血会場並びに献血日程を県民に周知する。
- ・ 血液センターは、献血ルーム及び移動採血車において、献血者がより快適に献血を行える環境等の整備に努める。

### (3) 400mL 献血及び成分献血の推進

県、市町村及び血液センターは、輸血による副作用の発生の低減を図り、安全な血液製剤を供給するため、高単位製剤の製造に必要な 400mL 献血及び成分献血を推進する。

#### ア 県民に対する普及啓発

- ・ 県、市町村及び血液センターは、様々な機会を捉え、広く県民に対し普及啓発を行い、400mL 献血及び成分献血への理解と協力を求める。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、採血基準改正に伴う 400mL 献血、血小板成分献血の年齢制限変更に関する周知を行う。

#### イ 献血ルームの献血者確保

- ・ 血液センターは、山形市近隣の大学等の学生に対し成分献血呼びかけを実施し、成分献血者の増加を図る。

- ・ 県及び血液センターは、献血ルーム周辺の住民・事業所等への協力要請活動を行い、成分献血協力者等の底辺拡大に努める。
- ・ 血液センターは、各種キャンペーンを実施し、広く献血ルームの周知を図る。
- ・ 血液センターは、献血に協力する事業所、学校等から献血者を献血ルームに送迎するなど献血協力のための利便性の向上に努める。

## 4 血液製剤の安全性の確保

### (1) 検査目的献血の防止

県、市町村及び血液センターは、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、広報活動等の様々な機会を捉え周知に努める。

### (2) 安全で責任のある献血の実施

血液センターは、献血受付時に本人確認を確実に行うことにより、感染症の検査を目的とした献血を防止するとともに、「安全で責任のある献血」への理解を求める。

## 5 その他の献血関連事業

### (1) 献血推進協議会の開催等

県は、山形県献血推進協議会を開催し、本県における献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる県献血推進計画を策定する。

市町村は、各地域における献血推進協議会や献血推進団体の会合等を活用し、地域の実情に応じた献血事業の推進を図る。

### (2) 血液製剤の使用適正化の推進

県及び血液センターは、血液製剤の適正使用を推進するため、医療機関に対し必要な情報提供を行い、必要に応じて血液製剤に関する情報交換を行う。

### (3) 災害時における対策

県及び市町村は、災害時等において、血液センターと協力して血液等が適切に供給されるよう必要な措置を講じる。

### (4) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型の献血者に対し、理解と協力を求め、登録を推進する。